

一時支援金とは？

緊急事態宣言に伴う時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時金支援金が支給されます。

(1) 要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

または、

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること

(2) 給付額

法人 60万円以内

個人事業者等 30万円以内

<支給額の計算方法>

前年（または前々年）1月から3月の事業収入

－（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）

(3) 申請期間

令和3年3月8日（月）～5月31日（月）

<一時支援金のポータルサイト>

<https://ichijishienkin.go.jp/>

※本支援金制度の詳細や給付対象であるか否か等のご質問については、当所ではお受付できません。確認する場合は、上記HP記載の「一時支援金事務局相談窓口（電話番号：0120-211-240）」にお問合せください。

※本支援金に申請するためには、一時支援金事務局へ申請する前に、予め登録確認機関に書類の有無や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を受ける必要があります。

事前確認の受付について

※受付対象は会員・非会員を問わず
千葉市管内に本店を置く事業所のみです

当所では登録確認機関として、事前確認を受け付けます。事前確認には下記の必要書類等が必要となります。

また、事前確認は予約制となっており、対面形式での対応となりますので
予めご了承ください。ご予約なくお越しいただいてもお受付できません。

また、メールでのお問合せ、ご予約は承っておりません。

※事前確認にあたっては「申請 ID」が必要となります。ご来所頂く前までに、一時支援金ポータルサイトにて登録を行い「申請 ID」の取得をお願いいたします。

(1) 必要書類

- ①一時支援金事務局から発行された申請 ID、法人番号等
- ②税務署の收受印の付いた 2019 年 1 月を期間内に含むものの以降、全ての確定申告書の控え
※電子申請の場合は、受信通知メールのある確定申告書の控え又は
受付日時が印字された確定申告書の控え。
- ③2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書等)
※帳簿書類は日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されている書類及びそれに関連した領収書や請求書等。
- ④2019 年 1 月以降の事業の取引に用いている通帳
- ⑤代表者又は個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書
- ⑥本人確認書類
※「運転免許証(両面)」、「マイナンバーカード(表面のみ)」、「写真付きの住民基本台帳カード(表面のみ)」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「外国人登録証明書」のいずれか。
- ⑦(法人の場合)履歴事項全部証明書
- ⑧(法人の場合で、事前確認を従業員に委任する場合)委任状及び受任者の本人確認書類

※個人事業主の場合、本人申請が原則のため、事前確認を家族、従業員などに委任することはできません。

(2) 予約方法

下記まで事前にお電話にてご予約の上、お越してください。ご予約なくお越しただいてもお受付できません。

また、メールでのお問合せ、ご予約は承っておりません。

受付期間：令和3年3月8日（月）～5月31日（月）

受付時間：13時～16時（※土・日・祝日は除く）

受付対象：会員・非会員を問わず管内に本店を置く事業者

電話番号：043-227-4103

(3) 注意事項

①必要書類が準備できない、あるいは必要書類に不備があるなど、当所で確認ができない場合には、お受付出来ない場合がございます。

②窓口では新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用・アルコールによる手指消毒をお願いしております。また、37.5度以上の発熱などの症状がある方に関しては、お受付をお断わりさせていただく場合がございます。